

広島地方最低賃金審議会
第5回運営小委員会 議事要旨

開催日時	令和8年9月2日(水) 12時40分～13時10分		
開催場所	広島合同庁舎1号館5階1号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 2人	定数 2人
	使用者を代表する委員	出席 2人	定数 2人
主要議題	令和8年度の審議の進め方について		
議 事 要 旨			
令和8年度の審議の進め方について			
1 労働協約ケースの必要性審議の進め方について			
使側は「本審での審議を基本とするが、業種ごとの事情、これまでの審議経過を踏まえ、専門部会での審議が適当と判断される業種は専門部会での審議も考えられる。本日は審議の進め方について議論を行うと聞いており、使側としてどの業種を専門部会で審議するかについての協議はしていない。」旨の意見であり、労側は「本審のみの審議が希望であるが、専門部会での審議を否定はできない。金属製品製造業、はん用機械器具製造業は、努力により公正競争ケースから労働協約ケースへ移行した経緯も踏まえた審議を求める。」旨の意見であった。 協議した結果、労働協約ケースの必要性については、次回本審で、業種ごとに、専門部会、本審で審議するかを決定することとなった。			
2 公正競争ケースの必要性審議の進め方について			
労側は「労働協約ケースの一部を専門部会で審議するのであれば、公正競争ケースも専門部会で審議すべきである。本審で審議する場合でも、業種ごとのオブザーバーの意見を聴いて審議すべきである。」旨の意見であり、使側は「労働協約ケースと公正競争ケースは背景や条件が異なる。公正競争ケースは、本審での審議が適当である。本来、疎明資料を基に判断すべきであり、新設のオブザーバー参加は必要ではない。」旨の意見であった。 協議した結果、公正競争ケースは本審で審議し、船舶製造業、自動車小売業は次回本審でオブザーバーから意見を聴取することとし、新設は疎明資料を基に審議することとなった。			
3 次回本審の日程については、事務局から「オブザーバーの参加も含め日程調整させていただく。」旨を説明した。			